

## 第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援計画



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

# 目 次

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって                 |    |
| 1. 計画策定の趣旨                     | 49 |
| 2. 計画の基本的な考え方                  | 50 |
| 3. 計画の性格                       | 50 |
| 4. 計画の期間                       | 50 |
| 第2章 DV（配偶者等からの暴力）について          |    |
| 1. DVとは                        | 51 |
| 2. DVの状況                       |    |
| (1) 南九州市の相談状況                  | 51 |
| (2) 南九州市のDVに係る認識や実態            | 51 |
| 3. DV根絶に向けた取り組み                |    |
| (1) 国における取り組み                  | 52 |
| (2) 鹿児島県における取り組み               | 53 |
| (3) 南九州市における取り組み               | 53 |
| 第3章 計画の体系                      | 54 |
| 第4章 計画の内容                      | 55 |
| ■重点的に取り組むこと                    |    |
| 1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み | 55 |
| 2 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み       | 57 |
| 3 被害者の安心と安全を確保するための取り組み        | 58 |
| 4 被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み       | 63 |
| 第5章 計画の推進体制                    | 64 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス，以下「DV」という。）は，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは，外部からの発見が困難な家庭内等で行われるために潜在化しやすく，しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。そのため，周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし，被害が深刻化しやすいという特性があります。

また，被害者の多くは女性であり，その背景には，性別に基づいた固定的な役割分担意識や経済力の格差など，男女共同参画社会の実現を阻害するものと同種の問題が数多く存在します。

さらに，DVは被害者のみならず，その子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことがあります。「児童虐待の防止等に関する法律」では，子どもが直接暴力をふるわれる場合のほか，家庭内でDVを目撃することで，子どもが著しい心理的外傷を負っている場合も児童虐待にあたりと定義されており，近年深刻な問題と捉えられるようになりました。

DVを防止・根絶するためには，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い，性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠であり，このような観点からもDVの防止と被害者の保護に関する取り組みを推進していく必要があります。

国は，平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し，平成19年7月の改正により，市町村による基本計画の策定が努力義務として規定されました。これを受け，南九州市でも平成22年3月に「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し，DV防止や交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）の防止に関する施策及び被害者支援に取り組んできました。

このたび，現行計画が令和元年度で終了することから，これまでの取り組み状況を踏まえ課題等を明らかにし，必要な見直しを行うとともに，今後も各施策を効果的かつ継続的に進めるため，新たな計画「第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

## 2. 計画の基本的な考え方

1次計画に引き続き、下記を基本理念に掲げ、DVの根絶を図ります。

**めざすべき姿**  
**DV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない**  
**誰もが安心して暮すことのできる地域社会の創造**

### 基本理念

- ◎ いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- ◎ DVは、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為であり、社会的な問題です。
- ◎ DV被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎ DV被害者は、国籍や年齢、障がいの有無等を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎ 国、県及び近隣市町、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

## 3. 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、南九州市男女共同参画推進条例第8条の遵守を徹底するための計画として位置づけ、第2次南九州市男女共同参画基本計画と一体的に推進します。

## 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。  
ただし、関連法の改正や社会情勢の変動を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

# 第2章 DV(配偶者等からの暴力)について

## 1. DVとは

本計画における「DV」とは、DV防止法に規定する配偶者等（事実婚、元配偶者も含む）からの暴力、また、生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手も含む）からの暴力に加え、デートDVなどの生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手も含む）からの暴力も対象としています。

なお、暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれます。

- 身体的暴力…殴る、蹴る、突き飛ばす、首を絞める、物を投げつける、刃物を突き付ける、髪を引っ張る、やけどをさせる など
- 精神的暴力…大声で怒鳴る、殴るふりをして脅す、人前で侮辱する、何を言っても無視する、交友関係や行動を制限する など
- 経済的暴力…生活費を渡さない、働いて得たお金を取り上げる、借金を負わせる など
- 性的暴力 …望まない性行為を強要する、避妊に協力しない、無理にポルノ雑誌やビデオを見せる、中絶を強要する など

## 2. DVの状況

### (1) 南九州市の相談状況

本市では、DVの相談窓口を設置しており、秘密の厳守、相談者の安全確保を第一に考えた相談対応を行っています。相談者数は年度毎にばらつきがあります。

#### ■相談・一時保護の状況（直近5年間）

|        | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 相談者数   | 7人     | 12人    | 6人     | 10人    | 7人     |
| 一時保護件数 | 1件     | 2件     | 0件     | 0件     | 0件     |

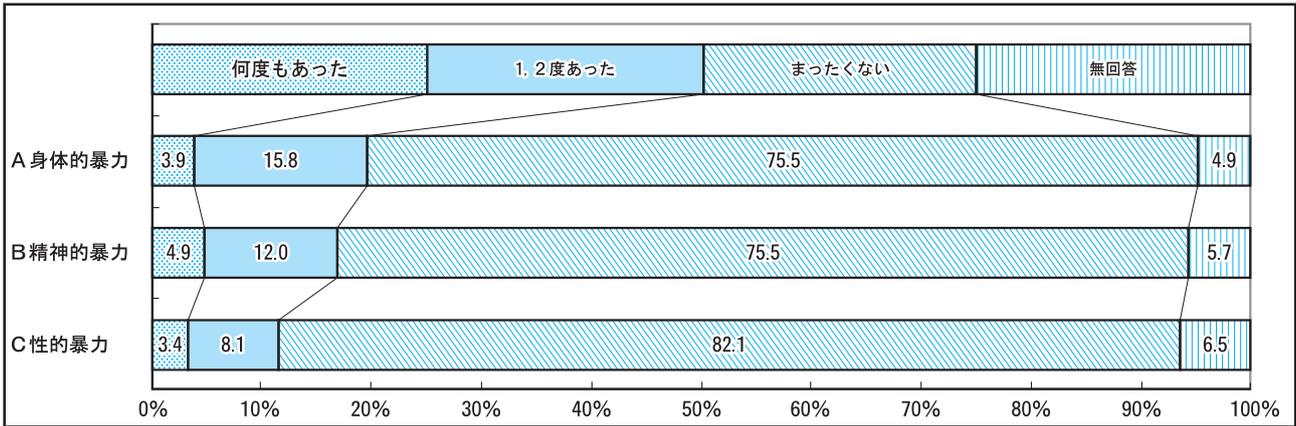
### (2) 南九州市のDVに係る認識や実態

本市が平成30年11月に実施した「南九州市男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、DVという言葉の認知度は88.2%となっており、言葉そのものは市民の間でかなり浸透している様子が伺えます。

また、同調査でDVの被害経験があると答えた人の割合は、平成20年と比較すると減少していることがわかります。

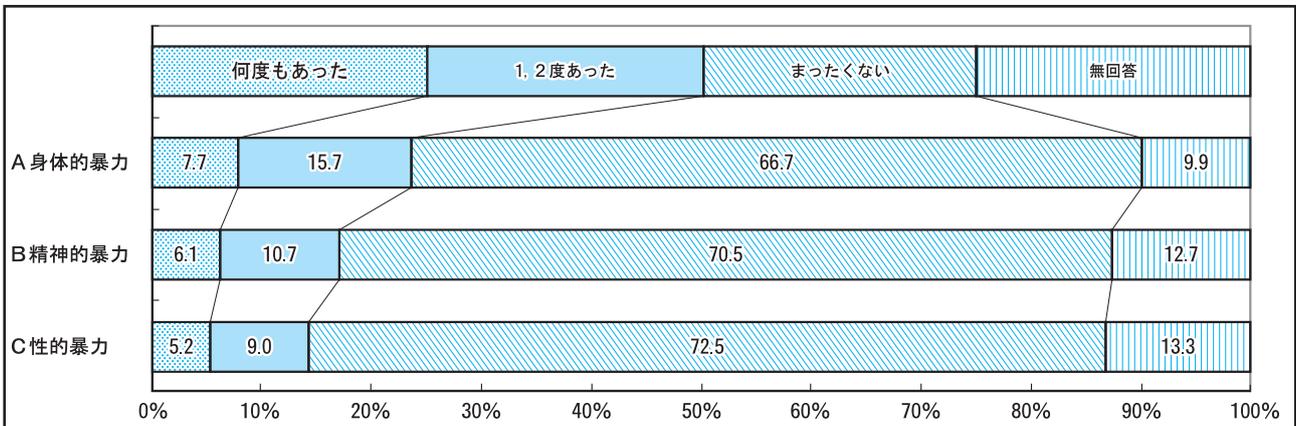
一方で、被害経験者のうち約2分の1にあたる市民が相談しなかった（できなかった）と回答しており、依然として潜在化しやすい傾向があるなどの課題も示しています。

【平成30年度調査】 n = 742



「経験がある方」: A 身体=19.7%, B 精神=16.9%, C 性的=11.5%

【平成20年度調査】 n = 858



「経験がある方」: A 身体=23.4%, B 精神=16.8%, C 性的=14.2%

### 3. DV根絶に向けた取り組み

#### (1) 国における取り組み

平成13年4月に「DV防止法」を制定、平成14年4月に全面施行され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

その後、平成16年6月の改正により、DVの定義の拡大や都道府県による基本計画策定の義務付けなどの取り組みの拡充が行われました。平成19年7月には、市町村による基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、身体に対する暴力に加え生命等に対する脅迫行為が保護命令の対象に追加されました。

さらに、平成25年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者等からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

## (2) 鹿児島県における取り組み

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」において、配偶者等に対する暴力行為の禁止を明記し、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを「配偶者暴力相談支援センター」として指定しました。

平成18年3月には、平成16年に改正されたDV防止法に基づき「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定、さらに翌年には各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

また、平成21年3月には、国の法改正に伴い、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（改訂版）」を策定しました。

## (3) 南九州市における取り組み

平成22年3月「南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

専門相談員による相談室の開設、国や県と連動した広報活動や広報紙に特集記事を掲載するなどの啓発活動、専門家を招聘して講演会を開催するなど、暴力の根絶に向けた取り組みを推進しています。



# 第3章 計画の体系

めざすべき姿

DV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない  
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造



重点的に取り組むこと

## 1. いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み

- (1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- (2) あらゆる世代に向けたDVに対する理解の促進
- (3) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

## 2. 安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み

- (1) 相談体制の整備と充実
- (2) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- (3) 苦情等への適切な対応の推進

## 3. 被害者の安心と安全を確保するための取り組み

- (1) 被害者の保護と安全確保
- (2) 通報・通告制度による被害者の保護
- (3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- (4) DV家庭に育つ子どもへの支援
- (5) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

## 4. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み

- (1) 安心した暮らしを守るための支援
- (2) 住宅確保のための支援

# 第4章 計画の内容

## ■重点的に取り組むこと 1

### ●いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取り組み

#### (1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

##### ①学校、幼稚園、保育所等における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園、保育園等の教育の場において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を更に進めるために教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。

##### ②家庭教育における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、家庭において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するため、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。

##### ③地域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、地域において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。

##### ④職域における男女の人権の尊重を旨とする人権教育の推進

暴力の防止に資するよう、職域において、南九州市条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所等関係機関と連携するとともに、入札説明会等あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。

##### ⑤多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの市民が集まる講演会等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します。

#### (2) あらゆる世代に向けたDVに対する理解の促進

##### ①広報紙やリーフレット等広報媒体を活用した啓発の実施

DVに対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報紙や市ホームページなどを活用した広報を実施し、広く市民に対する啓発活動を実施します。

## ②講演会や研修会等の開催による啓発の実施

DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。

## ③県、各種団体等の研修会や講座等の機会を活用した啓発

DVに対する正しい理解を広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、県や各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して啓発活動を実施します。

## ④各種団体等市民の自主的な啓発活動の促進

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、DVを許さないという認識を徹底させるためには、市民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高める意識の醸成が重要であり、各種団体等市民との協働による啓発を進めます。

## ⑤書籍やDVD等の関連情報の整備・提供

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、DVを許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やDVD等の提供を行います。

## ⑥『女性に対する暴力をなくす運動』期間（11月）を中心とした広報啓発

DVに対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に図書館等公共施設において啓発活動を実施します。

## ⑦「人権週間」の周知

広報紙や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

## (3) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

### ①デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。

### ②教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施

教育関係者や保健医療関係者などデートDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアに当たれるよう、デートDVに関する理解を深めるための研修を実施します。

## ■重点的に取り組むこと 2

### ●安心して相談できる体制の確立に向けた取り組み

#### (1) 相談体制の整備と充実

##### ①安心して相談できる環境の整備

プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりをすすめるとともに、相談内容の秘密保持の徹底を図ります。

##### ②外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し、確実に相談機関につなげるよう努めます。

##### ③各種相談窓口の被害者への周知

被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知強化に努めます。

##### ④支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施

支援関係機関の職務関係者がDVに対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。

##### ⑤市担当職員を対象とした研修の実施

被害者と接する可能性のある市職員が、DVに対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。

##### ⑥相談員等支援者のケア

被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。

#### (2) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

##### ①支援関係機関・団体の連携強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議の開催等によって、関係機関・団体の連携強化を図ります。

##### ②配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告によるDVの発見と適切な対応に向けて、児童相談所や関係機関と連携を図り、被虐待児童及びDV被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、庁内以外の県、警察、児童相談所等と連携が図れるよう平素より協力体制の強化を図ります。

### ③庁内連絡会議の設置

庁内連絡会議を設置し、庁内における適切な支援体制の構築を図ります。

## (3) 苦情等への適切な対応の推進

### ①支援関係機関向けの苦情対応制度の意義と仕組みに関する研修の実施

支援関係機関にとって、苦情に迅速かつ適切に対応することが、申出者の権利や利益を守るとともに、申出者をはじめ市民の機関に対する信頼性を高め、相談しやすい環境をつくることにつながるることについて、理解の促進を図ります。

### ②申出への対応体制の整備

市の機関に対する苦情については、南九州市男女共同参画相談制度に基づき適切な対応に努めます。

### ③南九州市男女共同参画相談制度の周知

制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。

## ■重点的に取り組むこと 3

## ●被害者の安心と安全を確保するための取り組み

### (1) 被害者の保護と安全確保

#### ①消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応

患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。

#### ②警察の緊急通報装置貸出制度

被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出についての情報提供を行います。

#### ③被害者の一時避難への支援

被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。

#### ④子育て短期支援事業による母子の保護

DVにより緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において短期間養育・保護等を行います。

### ⑤警察等による見回り

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、警察による見守りを要請します。

### ⑥身近な避難先の確保

被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。

### ⑦暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ

DVの発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。

## (2) 通報・通告制度による被害者の保護

### ①配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、DV防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

### ②通報者の情報（氏名等）の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、情報保護の徹底を図ります。

### ③通報対応のマニュアルの整備

通報者に被害者に対する配偶者暴力相談支援センターの利用の教示についての協力を求め、被害者には、必要に応じ、保護を受けることを勧めます。

このような対応を迅速かつ適切に行い、被害の発生防止と被害者の保護に努めるために、通報対応マニュアルを整備します。

## (3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

### ①被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守します。

### ②教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理

転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。

### ③各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

### ④住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

### ⑤個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進

個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、DVについて認識を高める研修等を実施します。

### ⑥各種支援制度の適切な運用

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、・住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置・医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底します。

### ⑦保護命令制度の広報と被害者への利用支援

DV被害者の安全確保を図るためにDV防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。

### ⑧ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供

DV防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。

## (4) DVのある家庭に育つ子どもへの支援

### ①DVに潜む児童虐待への対応強化

DV被害者家庭に子どもがいる際の児童虐待に留意するとともに、児童相談所や関係機関と平素より連携を図ることで、迅速に適切に対応するよう努めます。

### ②地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進

子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、福祉事務所、地域住民など様々な立場の者が子どもの様子から配偶者等からの暴力によって傷ついている子どもを発見し関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

### ③学校や幼稚園、保育所等への就学や入所等の支援

配偶者暴力相談支援センターや市町村、市町村教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等がある現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

### ④健康診査・予防接種の弾力的実施

加害者からの追跡等がある現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう実施します。

### ⑤DV防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知

加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。

## (5) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

### ① 配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者の知識と対応技術の習得

消防（救急）職員、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身に付けることにより、各地域におけるDV被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、関係者対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。

### ② 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じてDVを早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。

### ③ 保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用

医療機関は患者の症状から、保健所や保健センターは健康診断や相談を通じて、DVの早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行うためにマニュアルを活用します。

### ④ 保健所・保健センター等における母子保健事業（乳幼児等の健診、子育て相談など）を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

### ⑤医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問 いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供

医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、情報提供等の支援を行います。

### ⑥育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化しているDVの発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関に繋いでいくよう努めます。

### ⑦学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子どもや保護者の様子や会話の内容から、子ども等が発するSOSを見逃さずDVの早期発見に努めます。

被害者に相談機関等の情報を提供するほか、DV及び児童虐待の両面から配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。

### ⑧被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供

DVを受けていることを認識していないために必要な支援が受けられない被害者に対し、配偶者等からの暴力についての正しい情報を提供するため、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置します。

### ⑨地域における見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

### ⑩外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり

外国人や障がい者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、DVの発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、日常の業務や活動の中で、DVの未然防止と早期発見の視点を持ってかかわります。

### ⑪地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

## ⑫地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体との連携協力

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に、地域づくりや子どもの育成について活動をしているNPO等民間団体等と連携して取り組みます。

## ■重点的に取り組むこと 4

### ●被害者の立場に立った生活再建に向けた取り組み

#### (1) 安心した暮らしを守るための支援

##### ①生活保護等の援護制度の活用

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。

##### ②就労における精神的支援

被害者が安定した就労状況を確保するために、継続して心のケアを受けられるように努めます。

##### ③一時的な家事等の援助

母子家庭等日常生活支援事業による一時的な家事等の援助を行います。

#### (2) 住宅確保のための支援

##### ①公営住宅への優先入居

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、要綱のとおり実施します。

##### ②自立困難な被害者への対応

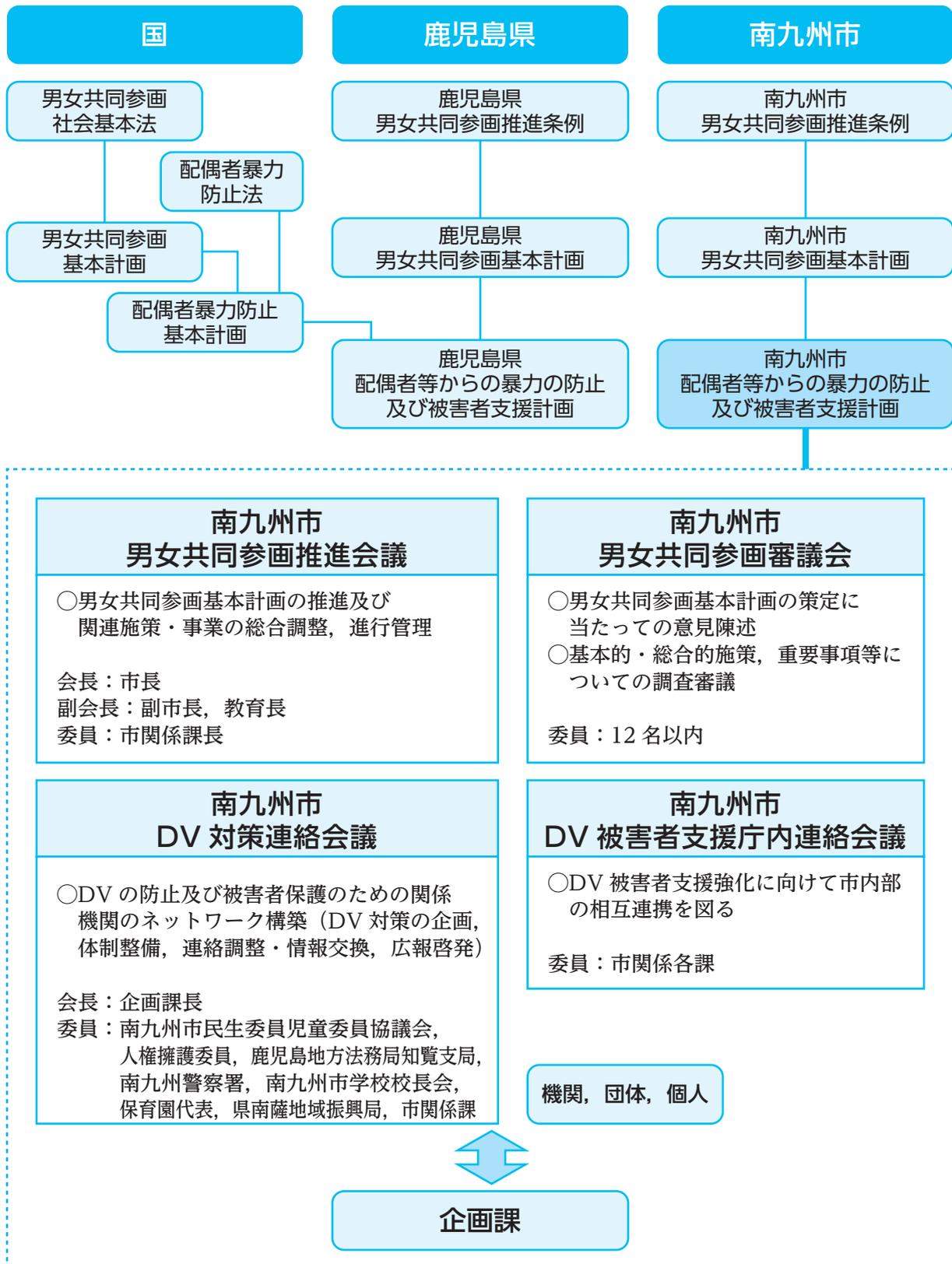
心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

##### ③住宅情報の提供

配偶者暴力相談支援センター等支援関係機関は、被害者に対し、その状況に応じ、住宅の確保に関する情報を提供します。

# 第5章 計画の推進体制

南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画推進体制図



～男女共同参画基本計画策定に尽力いただいた方々（敬称略）～

■南九州市男女共同参画審議会委員

| 役 職 | 委員名     | 所 属 等           |
|-----|---------|-----------------|
| 会 長 | 大 隣 初 美 | 鹿児島県男女共同参画地域推進員 |
| 副会長 | 石 元 宏 二 | 南九州市商工会         |
| 委 員 | 池 畠 薫   | 南九州市教育委員会       |
| 委 員 | 上木原 いくよ | 南九州市民生委員児童委員協議会 |
| 委 員 | 栢 木 いさ子 | 南九州市農業委員会       |
| 委 員 | 田 中 清 実 | 知覧人権擁護委員協議会     |
| 委 員 | 安 山 久美子 | 南九州市地域女性団体連絡協議会 |
| 委 員 | 塗 木 裕一郎 | 南九州市PTA連絡協議会    |
| 委 員 | 鶴 田 春 行 | 南九州市地区公民館連絡協議会  |
| 委 員 | 若 松 一 騎 | 福祉事業所           |
| 委 員 | 内 田 智賀子 | 公募              |
| 委 員 | 松 崎 瑞 喜 | 公募              |

■第2次南九州市男女共同参画基本計画 計画づくり会議委員

| 委 員 名   |         |                    |         |         |
|---------|---------|--------------------|---------|---------|
| 藤 下 勲   | 内 田 智賀子 | 原 田 洋 子            | 菊 永 多佳子 | 安 山 久美子 |
| 井 上 陽 子 | 松 崎 瑞 喜 | 楠 元 章 一            | 徳 永 映 子 | 坂 元 重 仁 |
| 樋 高 新 士 | 大 堀 達 也 | 下 蘭 宏一郎            | 中 村 智 治 | 中 村 信 介 |
| 菊 永 翔   | 峯 苦 ひとみ | 上 野 一二三            | 福 迫 さとこ | 田之頭 奈七子 |
| 上 野 博 文 | 橋 村 将 平 | 合計 22名（一般9名・職員13名） |         |         |

■南九州市政策アドバイザー

| 役 職       | 氏 名     |
|-----------|---------|
| オフィスピュア代表 | たもつ ゆかり |

■事務局

| 役 職             | 氏 名                   |
|-----------------|-----------------------|
| 企画課長            | 山 脇 勝 次               |
| 企画課まちづくり推進係長    | 中木原 司                 |
| 企画課まちづくり推進係主任主査 | 郷 祐 樹                 |
| 企画課まちづくり推進係主査   | 蔭 浦 健 司<br>(北九州市派遣職員) |
| 企画課 集落支援員       | 斎 藤 博                 |

～計画づくり会議の様子～  
令和元年4月～9月



# 參考資料

# 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経

済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

## 第一章 総則（第一条－第四条）

### 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

#### 第二節 一般事業主行動計画（第八条－第十四条）

#### 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

##### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条－第二十五条）

### 第五章 雑則（第二十六条－第二十八条）

### 第六章 罰則（第二十九条－第三十四条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関す

る事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環

## 境の整備に関する事項

### ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

#### 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施す

るための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項にお

いて「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知

り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団

体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 南九州市男女共同参画推進条例（平成19年12月1日条例第23号）

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

#### 第3章 基本的施策等（第10条—第13条）

#### 第4章 南九州市男女共同参画審議会（第14条・第15条）

#### 第5章 南九州市男女共同参画相談機関（第16条—第18条）

#### 第6章 補則（第19条）

### 附則

すべての人は、生まれながらにして平等かつ自由であり、個人として尊重される存在である。しかしながら、今もなお、性別による不平等は存在している。すべての人が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる社会、すなわち男女共同参画社会の実現は、すべての人が幸せに生きるための重要な課題である。

ここに、南九州市は、男女共同参画社会の実現を目指し、市、住民及び事業者等が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、住民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらずすべての人が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 住民 住民登録の有無にかかわらず、市に住む人、市

で活動する人又は市に滞在する人をいう。

- (4) 事業者等 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業や活動を行う団体及び個人をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

##### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、すべての人の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行がすべての人の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、すべての人が互いの性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、個人の意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成するすべての人が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、すべての人が社会の平等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、住民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、事業や活動を行うに当たっては基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(取り組むべきこと)

第7条 市、住民及び事業者等は、次に掲げる事項に取り組むべきこととし、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(1) 家庭において取り組むべきこと。

ア 性別にかかわらず家族それぞれの個性を重視し、性別による固定的な役割分担の解消に努めること。

イ 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、かつ、それを認め合うとともに支え合うこと。

(2) 地域において取り組むべきこと。

ア 地域におけるあらゆる活動において、性別により差別的に取り扱われる制度又は慣行を廃止するよう取り組むこと。

イ 地域におけるあらゆる活動において、住民が性別にかかわらず、平等に参画する機会が確保されるよう取り組むこと。

(3) 職域において取り組むべきこと。

ア 募集、採用、配置、昇進その他雇用に関するあらゆる場面並びに市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定の場面において、性別による固定的な役割分業意識に基づく慣行を改め、性別を理由とする差別的取扱いを解消するよう取り組むこと。

イ 住民が性別にかかわらず、家庭生活と職業生活を両立できるよう、就業規則の整備に取り組むこと。

(4) 学校その他のあらゆる教育において取り組むべきこと。

ア 性別による偏見又は偏向を助長する慣行を改め、性別にかかわらず個性や能力を伸ばす学校教育、乳幼児教育及び家庭教育に取り組むこと。

イ 男女共同参画社会について、住民の学習の機会が増進されるよう取り組むこと。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 市、住民及び事業者等は、家庭、地域、職域、学校そ

の他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による権利侵害の行為(以下「侵害行為」という。)をしてはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い。

(2) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同

様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

(3) セクシュアル・ハラスメント

(情報に関する留意)

第9条 市、住民及び事業者等は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は侵害行為が助長される表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

## 第3章 基本的施策等

(計画の策定)

第10条 市長は、第4条の規定に基づき、男女共同参画を推進する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては住民の意見を聴くとともに、第14条に規定する南九州市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 計画の変更については、前2項の規定を準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関し必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者等への助言及び表彰)

第13条 市長は、事業者等に対し、男女共同参画の状況について報告を求め、当該報告に対し助言をし、及びその内容を公表することができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に実施している事業者等の表彰を行い、公表することができる。

## 第4章 南九州市男女共同参画審議会

(設置)

第14条 男女共同参画の推進に資するため、南九州市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、第10条第2項及び第18条第1項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査し、審議する。

(守秘義務)

第15条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第5章 南九州市男女共同参画相談機関

### (設置)

第16条 市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策若しくは行為についての申出(以下「申出」という。)又は侵害行為に対応するため、市に南九州市男女共同参画相談機関(以下「相談機関」という。)を置く。

2 相談機関は、申出への対応、侵害行為の防止及び被害者の救済のため相談業務を行い、必要に応じてその内容を調査することができる。

3 相談機関は、前項の調査により必要があると認めるときは、適切な保護措置を講じ、その結果を市長に報告するものとする。

### (守秘義務)

第17条 相談機関に所属する者については、第15条の規定を準用する。

### (申出又は侵害行為への対応)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、申出又は侵害行為への対応に当たり、審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

2 市長は、申出への対応に当たっては報告書を作成し、その概要を公表するものとする。

3 市長は、侵害行為への対応に当たっては是正等の措置を講ずるよう当該関係者に要請し、勧告し、又は関係機関に引き継ぐことができる。

## 第6章 補則

### (委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成19年12月1日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

#### 第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

#### 第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

#### 第4章 保護命令（第10条—第22条）

#### 第5章 雑則（第23条—第28条）

#### 第5章の2 補則（第28条の2）

#### 第6章 罰則（第29条・第30条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うもの

とする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴

力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置

くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知

れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、

速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居し

ようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、

その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 第二条   | 被害者                  | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項  | 配偶者又は配偶者であった者        | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者         |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者                  | 第二十八条の二に規定する関係にある相手                         |
| 第十条第一項  | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合                       |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規程によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支

援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条

の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## ■ 用語解説

| 用 語                 | 解 説   |
|---------------------|---|
| M字カーブ               | <p>日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。</p>          |
| LGBTQ               | <p>女性同性愛者 (Lesbian)、男性同性愛者 (Gay)、両性愛者 (Bisexual)、性別違和 (旧性同一障害) を含む性別越境者など (Transgender)、特定の状況にあてはまらない方 (Questioning) という単語の頭文字からなる表現。<br/>医学用語ではなく、当事者らが選択した呼称。<br/>近年、社会的に一般用語として認知されてきている。</p>                  |
| 鹿児島県<br>男女共同参画推進条例  | <p>男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている。(平成13年12月21日制定、平成14年1月1日施行)</p>   |
| 鹿児島県<br>男女共同参画地域推進員 | <p>地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。</p>                                |
| 家族経営協定              | <p>家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。</p>   |
| 固定的性別役割分担意識         | <p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。</p>  |
| ジェンダー               | <p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物学的性別 (セックス / sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー / gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p> |
| ジェンダー平等             | <p>誰もが生まれ受けた性別に関わらず平等に権利、責任、機会を持つこと。</p>  |

| 用語  | 解説  |
|---|---|
| <p>女子差別撤廃条約<br/> (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)</p> | <p>昭和54年(1979年)に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。我が国は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p> |
| <p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</p>          | <p>女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。(平成27年9月4日施行)</p>   |
| <p>性自認</p>                                      | <p>自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を持っているかということ。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)</p>  |
| <p>性的指向</p>                                     | <p>人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。</p>   |
| <p>性的少数者(性的マイノリティ)</p>                          | <p>レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)等が、人口に占める割合が少ないことから性的少数者と言われることがある。(公益財団法人人権教育啓発推進センター資料を参考に作成)</p>  |
| <p>セクシュアル・ハラスメント</p>                            | <p>継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。</p>   |
| <p>多文化共生</p>                                    | <p>国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の社会構成員として共に生きていくこと。</p>   |
| <p>多様性(ダイバーシティ)</p>                             | <p>性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第4次男女共同参画基本計画)</p>  |
| <p>男女共同参画社会</p>                                 | <p>すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。</p>   |

| 用語                           | 解説  |
|------------------------------|---|
| 男女共同参画社会基本法                  | <p>将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律。(平成11年6月23日施行)。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。</p>   |
| デートDV                        | <p>交際相手からの暴力。結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。</p> <p>配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。</p>   |
| ネットワーキング                     | <p>互いを尊重し、違いを認め合った一人ひとりが、輪のような繋がりをもって連携して行動・活動すること。</p>   |
| 配偶者等からの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス) | <p>「配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者(パートナー)からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といわれている。</p> <p>殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法における、「配偶者からの暴力」は、配偶者(事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も対象)からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。</p> |
| 働き方改革                        | <p>働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土も含めて変えようとするもの。働き方改革実行計画(平成29年3月28日・働き方改革実現会議決定)には、働く人の視点に立った働き方改革の意義、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、病気の治療と仕事の両立、子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援、誰にでもチャンスのある教育環境の整備、高齢者の就業促進、外国人材の受入れ等を盛り込んでいる。</p>                          |
| バリアフリー・ユニバーサルデザイン            | <p>障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。</p>   |
| ポジティブ・アクション                  | <p>積極的改善措置。男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号参照)</p>  |
| 南九州市<br>男女共同参画計画づくり会議        | <p>男女共同参画基本計画を策定する際、その素案づくりのために組織された機関であり、官民で構成されている。</p>   |

| 用 語                             | 解 説  |
|---------------------------------|--|
| 南九州市男女共同参画審議会                   | <p>男女共同参画の推進に資するため、構成された審議会で、民間委員で構成される機関。</p> <p>市が行った調査や研究、市からの申し出又は侵害行為への対応についての諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査し、審議する機関のこと。</p>   |
| 南九州市男女共同参画推進会議                  | <p>男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長、副市長、教育長、関係課長で構成される機関。</p> <p>男女共同参画に関する施策の総合的な連絡調整、施策の推進、南九州市男女共同参画計画づくり会議の助言を基軸として、具体的施策の構築などを行う。</p>   |
| 南九州市男女共同参画推進条例                  | <p>南九州市として、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている。(平成19年12月1日制定、同日施行)</p>  |
| 南九州市特定事業主行動計画                   | <p>次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、市が「特定事業主」となり、①自らの職員の子どもの健やかな育成や、②女性職員の活躍のために策定する計画のこと。</p> <p>①の計画については平成27年4月策定<br/>②の計画については平成28年4月策定</p>  |
| リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利） | <p>リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。</p> <p>なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。</p> |
| ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）          | <p>一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。</p>   |

---

# 第2次南九州市男女共同参画基本計画

第2次南九州市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

2020～2029

---

令和2年3月発行

発行・編集

南九州市 企画課

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地  
電話 (0993) 83-2511 (代表) ファックス (0993) 83-4469

---



鹿兒島県 南九州市